

## 一般財団法人静岡経済研究所 会員規程

### (目的)

**第1条** この規程は、定款第44条の規定に基づき、一般財団法人静岡経済研究所（以下「この法人」という。）の会員に関する必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

**第2条** 定款第44条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、年会費12,000円を拠出する個人又は団体
- (2) 維持会員 この法人の事業に賛同し、年会費35,000円を拠出する個人又は団体
- (3) 行員会員 この法人の事業に賛同して入会した静岡銀行の行員
- (4) 特別会員 この法人の事業に賛同し、年会費200,000円を拠出する個人又は団体
- (5) 永久会員 この法人の設立時、寄附をした個人又は団体

### (入会手続)

**第3条** 会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の会員申込書を提出しなければならない。

### (理事会への報告)

**第4条** 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

### (会費)

**第5条** 会費は、次に掲げるところによる。

年会費は、会員の種別に応じて、次の区分による。

- ① 賛助会員 1口 12,000円
- ② 維持会員 1口 35,000円
- ③ 行員会員 1口 12,000円
- ④ 特別会員 1口 200,000円

2 会員は、希望する口数の年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 事業年度の途中で入会した行員会員及び賛助会員から維持会員に格上げした会員の会費は、月割とすることができる。

### (退会)

**第6条** 会員は、この法人に対する退会申し出により、任意に退会することができる。また、正当な理由がなく会費を3ヵ月延滞したときは、退会したものとみなす。

2 前項の場合、会員が納入した会費については、原則、これを返還しない。

**(会員の特典)**

**第7条** 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が刊行する月刊誌等出版物の配布を受けること。
- (2) この法人が主催・共催する研修会、セミナー等に、割引料金で参加すること。
- (3) 産業能率大学や日本マンパワーなどの通信講座を割引価格で利用すること。
- (4) この法人備え付けの図書・資料を自由に閲覧すること。
- (5) その他この法人が必要と認めたこと。

**(補則)**

**第8条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成24年10月31日から施行する。